

「千葉市子ども・若者基本条例（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市子ども・若者基本条例（案）」に対する貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

パブリックコメント手続の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

なお、いただいた意見については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 意見募集期間

令和6年8月29日（木）～9月30日（月）

2 意見提出方法、提出者の数及び件数

意見提出方法	提出者の数	件数
①郵送	3	10
②FAX	0	0
③電子メール	29	168
④持参	0	0
合計	32	178

3 意見の内訳

項目	件数
前文	16
第1章（総則）第1～10条に関する意見	41
第2章（子どもや若者の権利の保障）第11～34条に関する意見	70
第3章（若者の権利の保障）第35～37条に関する意見	7
第4章（子どもや若者に関する施策の推進）第38～40条に関する意見	4
第5章（委任）第41条に関する意見	0
全体・その他	40

4 意見への対応状況（令和6年11月29日時点）

意見を受け修正を行った箇所数 32カ所

※1 修正箇所について、のべ39名からご意見がありました。

※2 引き続き法的な整合性等の確認を実施するため、条例議案の提出時に内容を一部修正する場合があります。

5 意見の概要と市の考え方

別紙「千葉市子ども・若者基本条例（案）」に関する意見の概要と市の考え方」のとおり